

事業者のみなさまへ

事業系ごみ 適正処理の手引き

◆ ごみ減量・リサイクルへのご協力をお願いします ◆

もくじ

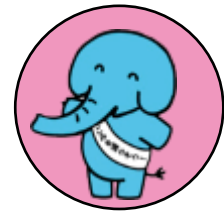
✿	はじめに	
1	事業者の責務	1
2	第一歩は、4Rを知ること!	1
3	事業系ごみとは	2
4	産業廃棄物とは	3
5	事業系一般廃棄物とは	4
6	リサイクル(再生利用)のおすすめ	6
7	事業系ごみの処理の流れ	7
8	廃棄物の処理委託の注意点	8
9	事業者が行う報告について	10
✿	事業系ごみの分別早見表	11
✿	お問い合わせ先・業者一覧	13
✿	事業系ごみに関するQ & A	



そのゴミ、分別したら、
リサイクルできるかも!



那覇市廃棄物対策課



はじめに

私たちを取り巻く環境は、年々大きく変化しています。日本では、「大量生産・大量消費・大量廃棄」による環境負荷を軽減するため、廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）及び廃棄物の適正処分等の基本原則を定めた「循環型社会形成推進基本法」が平成 12 年に制定され、各種リサイクル法による個別物品の特性に応じた規制が行われています。

近年、プラスチックごみによる海洋汚染対策が国際的な課題となっており、国内ではプラスチック資源循環戦略の策定に向けた動きが加速しています。その中で、事業者の果たす役割は大きくなってきています。

本市では、事業系ごみの再生利用及び適正処理を推進するため、2020 年 4 月より事業系資源化物（缶類、びん類、ペットボトル）の排出区分及び処理方法の適正化を図ります。

事業者の皆さまには本手引きをご活用いただき、ごみの減量・分別・再資源化の取り組み・適正処理の確認等、環境に配慮した事業運営を通して、資源循環型社会構築へのご協力をお願いします。

（沖縄県が作成している「産業廃棄物適正処理ガイドブック」も併せてご活用ください。）

用語の説明

この手引きにおいて使用する用語の意味は下表のとおりです。

循環型社会形成推進基本法	循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号)
廃棄物処理法又は法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
法施行令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)
条例	那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成 5 年那覇市条例第 15 号)
規則	那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則(平成 5 年那覇市規則第 19 号)
家電リサイクル法	特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号)



1 事業者の責務

事業者の責任として、次のような事項が義務付けられています。

1. 事業活動に伴って生じたごみを、自らの責任において適正に処理する。
2. ごみの再生利用等を行うことにより、その減量に努める。
3. ごみの減量、その他ごみの適正な処理の確保等に関し国及び地方自治体の施策に協力する。

ごみが事業所から運ばれた後も、処理責任はごみを排出した事業者にあります。

ごみの処理（収集運搬及び処分）を委託する場合は、廃棄物の区分ごとに収集運搬業や処分業の許可を受けた業者に委託するとともに、事業所から出るごみの種類、排出量、処理方法などを把握してください。

2 第一歩は、4Rを知ること！

1. リフューズ（Refuse いらぬものは断る）

まずは、過剰に購入している物品等がないか、社内の見直しをしてみましょう。

（例）オフィスや工場でする文具や資材等の購入量を必要最低限にする。

2. リデュース（Reduce 発生抑制）

そして、ごみが出ないように工夫をしましょう。

（例）使い捨て製品の見直し／レジ袋有料化・マイバック持参への特典付与
簡易包装の推進／**食べ残し・余剰食品の削減**／**生ごみの水切りの徹底**

3. リユース（Reuse 再使用）

修理、部品交換、洗浄などにより、繰り返し使えるものを増やしましょう。

（例）リターナブル容器の導入／レンタルやリースの利用

4. リサイクル（Recycle 再生利用）

資源ごみを徹底して分別し、処分ではなく資源化を図りましょう。

（例）**雑がみの分別を徹底し、リサイクルする。（燃やすごみに混ぜない！）**
各種リサイクル法を順守する。（家電、食品、建設廃棄物等）

おすすめコンテンツ



環境にやさしい事業のあり方を考えてみませんか。

ごみを減らす取り組みは、事業者にとっても大きなメリットがあります。



環境負荷の軽減

ごみの処理（収集運搬、焼却、埋立）に伴い発生するCO₂などが減り、環境負荷を低減することができます。



企業のイメージアップ

近年は環境への関心や意識が高まっています。ごみの減量化・資源化の取り組みは企業のイメージアップにつながります。



コストの削減

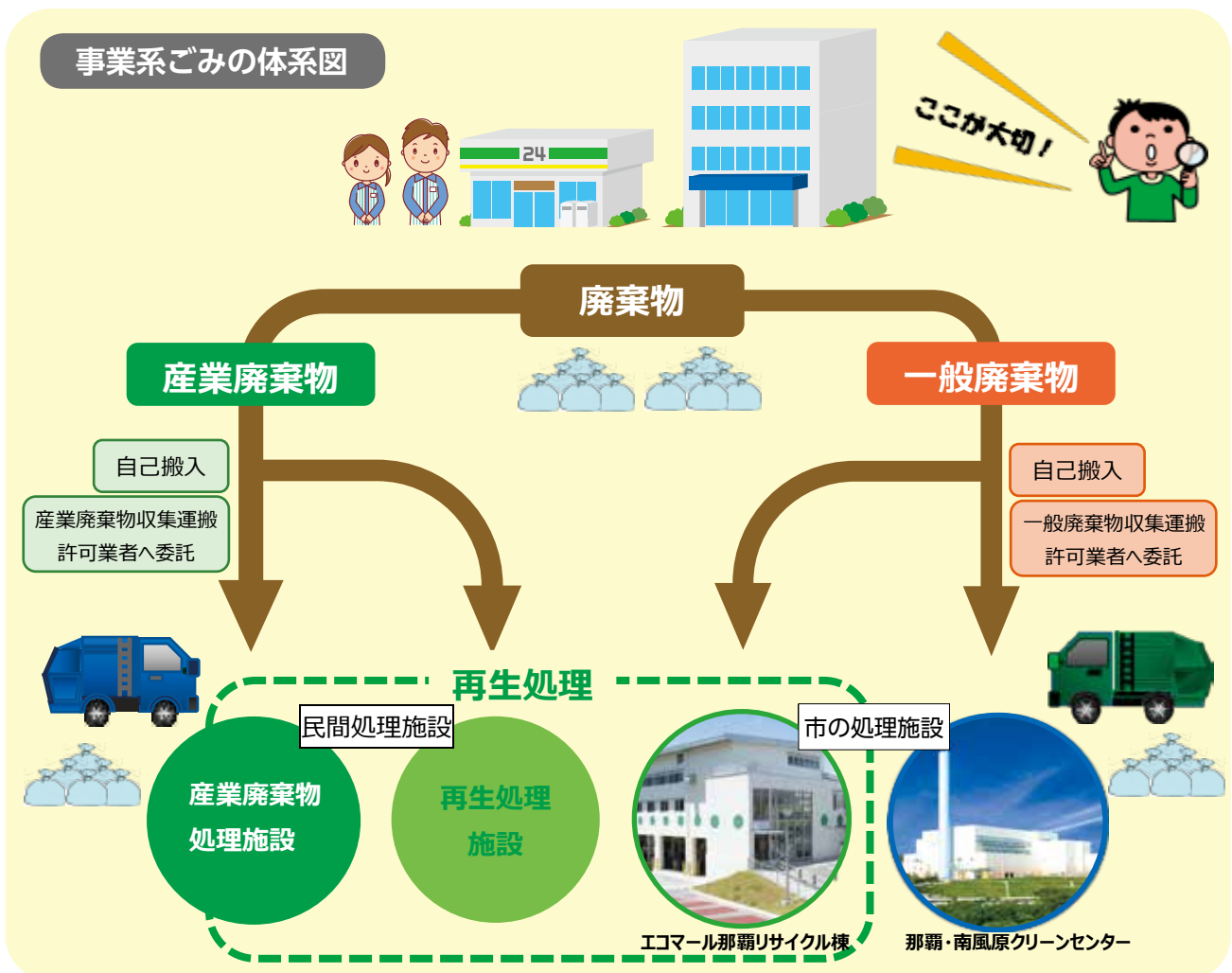
ごみ処理費用は、事業活動の必要経費です。ごみを減らすことで、経費の削減が期待できます。

3 事業系ごみとは？

事業活動に伴って生じたごみは、「**事業系ごみ**」といい、一般家庭から排出されるごみとは異なる方法で処理されます。事業活動とは、店舗、会社、工場、事務所等の営利を目的とする活動だけでなく、官公署等が行う公共サービスや病院、学校、社会福祉施設、自治会、ボランティア団体等の活動も含まれます。

従業員の生活活動（飲食等）に伴って生じたごみや、製造、流通、販売等の本来の事業以外で臨時的に発生するごみも事業系ごみになります。事業系ごみは大きく分けて**産業廃棄物**と**一般廃棄物**に区別され、それぞれ適正な処理方法が定められています。

事業系ごみの中には、**分別することで資源化できるもの**も含まれています。



※ 産業廃棄物、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有するものについては、それぞれ特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物に該当します。

これらの廃棄物は特に注意して取り扱う必要があります。詳しい処理方法などについては市にお問い合わせください。

💡 自宅に店舗や事務所がある場合は、「家庭から出るごみ」と「事業から出るごみ」を分ける必要があります。

💡 家庭から出るごみと同じような性状のものであっても、**事業系ごみを家庭ごみとして出すことはできません。**少量の場合も同様です。このような行為は排出量に関係なく不法投棄とみなされます。(Q & A 7)

💡 **産業廃棄物は、那覇・南風原クリーンセンターに搬入できません！**

4 産業廃棄物とは？

事業活動（公共事業等の非営利活動を含む）に伴って排出されるごみのうち、廃棄物処理法及び法施行令で定められた **21 種類** の区分に該当するものを産業廃棄物といいます。

（表 1）産業廃棄物の分類

あらゆる事業活動から発生するもの	①燃えがら ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん
特定の事業活動から発生するもの※1	⑬紙くず ⑭木くず ⑮繊維くず（天然繊維） ⑯動植物性残渣 ⑰動物系固形不要物 ⑱動物のふん尿 ⑲動物の死体
⑳上記①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記に該当しないもの。	
㉑輸入された廃棄物	

産業廃棄物

（図 1）産業廃棄物の種類（具体例）

あらゆる事業活動に伴うもの	①燃えがら  石炭がら、焼却炉の残灰、その他の焼却残渣等	②汚泥  グリーストラップ、ピルピット汚泥、工場排水や製造工程で排出される泥状のもの	③廃油  鉱物性油、動植物性油、潤滑油、洗浄油等	④廃酸  廃硫酸、廃塩酸、すべての酸性廃液等	⑤廃アルカリ  すべてのアルカリ性の廃液	⑥廃プラスチック類  合成樹脂くず、合成繊維くず、固形状・液状のすべての合成高分子化合物
	⑦ゴムくず  生ゴム、天然ゴムくず等	⑧金属くず  鉄を主成分とする金属材料、又は、非鉄金属等	⑨ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず 	⑩鉱さい  高炉、転炉、電気炉の残渣等	⑪がれき類  工作物の新築、改築、又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片、レンガ破片等	⑫ばいじん  工場の排ガスを処理して発生したばいじん
特定の事業活動に伴うもの	⑬紙くず  建設業、出版業、新聞業、製本業等から排出されるもの	⑭木くず  建設業、木材製造業、家具製造業等から排出されるもの、貨物用パレット等	⑮繊維くず（天然繊維）  建設業、繊維工場等から排出される木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず	⑯動植物性残渣  食品、医薬品、香料製造業から排出される動植物に係る固形状の不要物		
	⑰動物系固形不要物  解体処理又はと殺された牛、豚、鳥等の処理不要物	⑱動物のふん尿  畜産農業から排出される牛、豚、鳥等のふん尿	⑲動物の死体  畜産農業から排出される牛、豚、鳥等の死体	それ以外のもの ⑳産業廃棄物を処分するために処理したもの  ㉑輸入された廃棄物  航行廃棄物、携帯廃棄物を除く		

※ 1 それぞれ該当する業種（例）は以下のとおり。

- ⑬紙くず：建設業（工作物の新築、改築又は除去等）、出版業、新聞業、製本業等
- ⑭木くず：建設業（工作物の新築、改築又は除去等）、木材・木製品製造業等
- ⑮繊維くず（天然繊維）：建設業（工作物の新築、改築又は除去等）、繊維工業等
- ⑯動植物性残渣：食品製造業、医薬品製造業、香料製造業等
- ⑰動物系固形不要物：と畜場、食鳥処理場等
- ⑱動物のふん尿：畜産農業等
- ⑲動物の死体：畜産農業等

5 事業系一般廃棄物とは？

事業活動に伴って生じたごみのうち、産業廃棄物（表1）に該当しないごみを、便宜的に「**事業系一般廃棄物**」と
いいます。（表2）

（表2）事業系一般廃棄物の分類

ごみの種類		搬入先	受入基準
①	燃やすごみ	資源化できない紙 ^(注1) 生ごみ ^(注2) 木製品 ^(注3)	那覇・南風原 クリーンセンター
		古紙類 ^(注1) 草木 ^(注3)	民間の 再生処理施設
②	資源化物	缶類 びん類 ペットボトル	エコマル那覇 リサイクル棟
			●適正に分別されていること。 ●処理施設が指定する条件を遵守すること。
			●中身が入っていないこと。（容器の中を軽くすぐこと。） ●種類毎（缶類、びん類、ペットボトル）に分別されていること。 ※びん類＝無色、茶色、その他の色に分けられていること。 キャップが取られていること。 ※ペットボトル＝キャップとラベルが取られていること。 ●不適物が混入していないこと。

（図2）事業系一般廃棄物の種類（具体例）

① 燃やすごみ

【市の処理施設】



那覇・南風原クリーンセンター



資源化できない紙^(注1)

●従業員の生活活動に伴い排出される「弁当がら、お菓子の包装紙（ビニール製）、カップ容器等」に限り、一般廃棄物として排出することができます。

※水気は、
しっかり切りましょう。



生ごみ^(注2)



木製品^(注3)

② 資源化物

【民間の再生処理施設】



処理業者一覧
※裏面参照

●資源化可能な「古紙」及び「草木」は、那覇・南風原クリーンセンターへ「燃やすごみ」として搬入することを禁止しています。

古紙類^(注1) R

種類ごとに分別ボックスを用意しましょう。



雑誌・雑がみ 機密文書 新聞紙 段ボール OA紙

【「雑がみ」の例】



金具を取る、金具をはずす、ビニールをはがす、ピニールの取っ手をはずす

名刺 包装紙 冊子類 パンフレット・チラシ 商品POP ビールの包み紙

草・木^(注3)

草・木（枝）以外のものは、取り除きましょう。



【市の再生処理施設】



エコマル那覇リサイクル棟

缶 R

ペットボトル R

キャップ・ラベルを取る

使い捨てびん（ワンウェイびん） 洗って何度も使うびん（リターナブルびん）

缶、びん、ペットボトル

- （注1）建設業（工作物の新築、改築又は除去等）、出版業、新聞業、製本業等から排出される紙くず（古紙類を含む）は、産業廃棄物に該当します。
- （注2）食品製造業、医薬品製造業、香料製造業等において原料として使用した厨芥類は、産業廃棄物に該当します。（厨芥類とは、野菜くず等の生ごみを指します。）
- （注3）建設業（工作物の新築、改築又は除去等）、木材・木製品製造業等から排出される木くず（草木を含む）及び貨物流通用の木製パレット等は、産業廃棄物に該当します。



大切な、お知らせです!



資源化物の排出区分と処理方法の適正化について!

市では、2020年4月から事業所等から出される資源化物(缶類、びん類、ペットボトル)を廃棄物処理法に従い排出区分及び処理方法の適正化を図る予定です。

これにより、事業活動に伴い排出される缶類、びん類、ペットボトルは、エコマール那覇リサイクル棟へ搬入できなくなりますので、産業廃棄物として適正に処理していただきますようお願いいたします。

ただし、従業員の生活活動に伴い排出されるものであって、市の受入基準に適合している場合に限り一般廃棄物として搬入ができるものとします。



※中身は空にして、すすいで出してください。
※中に異物を入れないでください。



分別及び処理方法について

※再資源化への取り組みを、よろしくをお願いします!



分別方法

- ◆缶以外のものを混入しない。
- ◆処理委託契約に応じて、スチール缶とアルミ缶を分ける。
- ◆キャップは取りはずし、缶類又は廃プラスチックとして分別する。
- ◆処理委託契約に応じて、リターナブルびんとワンウェイびんに分ける。
- ◆処理委託契約に応じて、キャップ、ラベル、ボトルを分別して出す。

処理方法

- ◆一般的にリサイクル業者等で買い取りされている物は、処理業者の施設へ直接持ち込みする方法があります。(例：かん類、リターナブルびん)
なお、収集運搬を委託する場合は、適正な委託契約を締結するようお願いします。
- ◆処理費用が発生する物(ワンウェイびん)は、排出事業者が産業廃棄物処理施設へ直接持ち込みする方法、又は、**産業廃棄物処理業者**※へ処理を委託する方法があります。
※問い合わせ先・業者一覧をご参照下さい。
- ◆自動販売機を設置している場合は、飲料容器の回収等について、ベンダー(自動販売機の取り扱い業者等)と相談し、適正に処理するようお願いします。

※市の受入基準 【共通の基準】 種類毎(缶類、びん類、ペットボトル)に分けられていること。/中身が入っていないこと。(容器の中を軽くすすぐこと。) /不適物が混入していないこと。
【区分毎の基準】 ●びん=無色、茶色、その他の色に分けられていること。 /キャップが取られていること。 ●ペットボトル=キャップとラベルが取られていること。

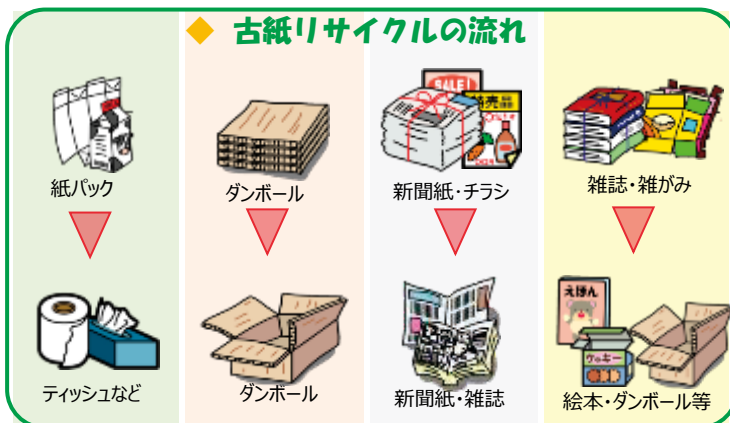
6 リサイクル（再生利用）のすすめ 「再生処理業者」p13 参照

事業系ごみの中には、古紙類・缶類・びん類・ペットボトル・厨芥類（生ごみ）・剪定枝等、再生利用できるものが含まれています。分別することでごみの減量化が図れます。ただし、再生処理には処理経費がかかる場合があります。

① 古紙

汚れていない紙類は、再生処理され種類毎に新しい紙製品に生まれ変わります。資源化できる紙の種類や出し方については、再生処理施設毎に異なるので、契約している収集運搬業許可業者又は「古紙業者」などに相談・確認してください。

段ボール以外の古紙類（OA紙、雑がみ）も資源化できますので、取り組みをお願いします。



【実際のごみの状況】
リサイクルできる古紙が、燃やすごみに混ざっています。

② 厨芥類（生ごみ）

食品残渣（調理くず、食べ残し、賞味期限切れ等）は、再生処理施設で処理することにより飼料や堆肥として再生利用することができます。



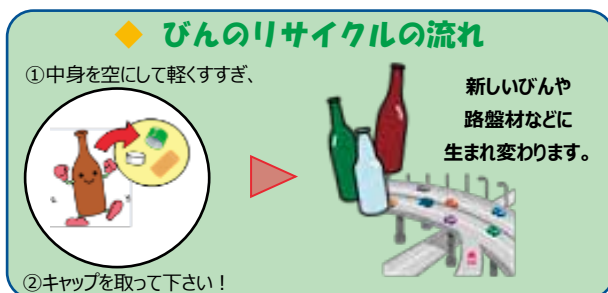
③ 草・木

事業所等から排出される「草・木」は、那覇市の資源化施設では受入れしていません。草木再生処理業者に処理を委託するようお願いします。



④ びん

「リターナブルびん」は、繰り返し使えるびんです。
「ワンウェイびん」は、色別に細かく碎かれ、びんの原料として使用されたり、路盤材、断熱材等に生まれ変わります。



⑤ ペットボトル

ペットボトルは、きれいに洗われた後に細かく碎かれ、さらに必要な加工がなされてから、もう一度「ペットボトルの原料」や「ペットボトル以外の製品の原料」として使用されます。



7 事業系ごみの処理の流れ ※処理を委託する場合



8 廃棄物の処理委託の注意点

① 事業系ごみを処理委託する際の注意点

事業系ごみの処理を委託する際は以下のことを確認してください。

全ての事業系ごみに関する事項

- 処理を委託する廃棄物の区分（産業廃棄物又は一般廃棄物）に応じた許可を受けている業者を選定する。
- 許可証を確認する。
※有効期限、許可の種類（収集運搬・処分）、許可された廃棄物の種類等
- 複数の業者から見積もりを取り、**適正処理を最優先して処理料金を検討**すること。
- 自社の廃棄物が、処理施設の「受入れ基準」に適合するか確認すること。※適正処理困難物ではないか等。

（県又は市）

産業廃棄物
収集運搬業
許可証

★要確認！
廃棄物の種類
有効期限

（県又は市）

産業廃棄物
処分業
許可証

★要確認！
廃棄物の種類
有効期限

（市）

一般廃棄物
収集運搬業
許可証

★要確認！
廃棄物の種類
有効期限

産業廃棄物に関する事項

- 「収集運搬業者」及び「処分業者」それぞれと、**書面による契約を締結**すること。ただし、収集運搬と処分を同一の業者へ委託する場合は「排出事業者と収集運搬・処分業者」の1本の2者間契約を締結してもよい。
- 処理業者の事務所や処理場を視察し、適正な処理能力を有するか現地確認に努めること。
- 委託契約書の保存期間を確認すること。**※5年間保存する必要があります。**

一般廃棄物に関する事項

- 適正処理を担保し、トラブル等を回避するため、「収集運搬業者」と出来る限り書面による契約を締結すること。
- 廃棄物の処分先が那覇・南風原グリーンセンター以外の場合は、収集運搬業者が処分先（ごみを降ろす場所）を所管する自治体の許可を受けているかを確認すること。

ごみ減量と適正処理のポイント！

ごみを減らし、適正処理を推進するためには、排出段階での分別が必要不可欠です。事業者のみなさま、次の分別手法を参考に、ごみ減量への取り組みをお願いします。

- Step① リユース（再使用）できる物と廃棄する物を分別する。
- Step② 廃棄する物を産業廃棄物と一般廃棄物に分別する。
- Step③ 産業廃棄物（一般廃棄物）のうち、再資源化できる物を分別する。
- Step④ 産業廃棄物を処理の区分ごとに分別する。
(どうしても分別できない物は混合廃棄物として処理を委託する。)

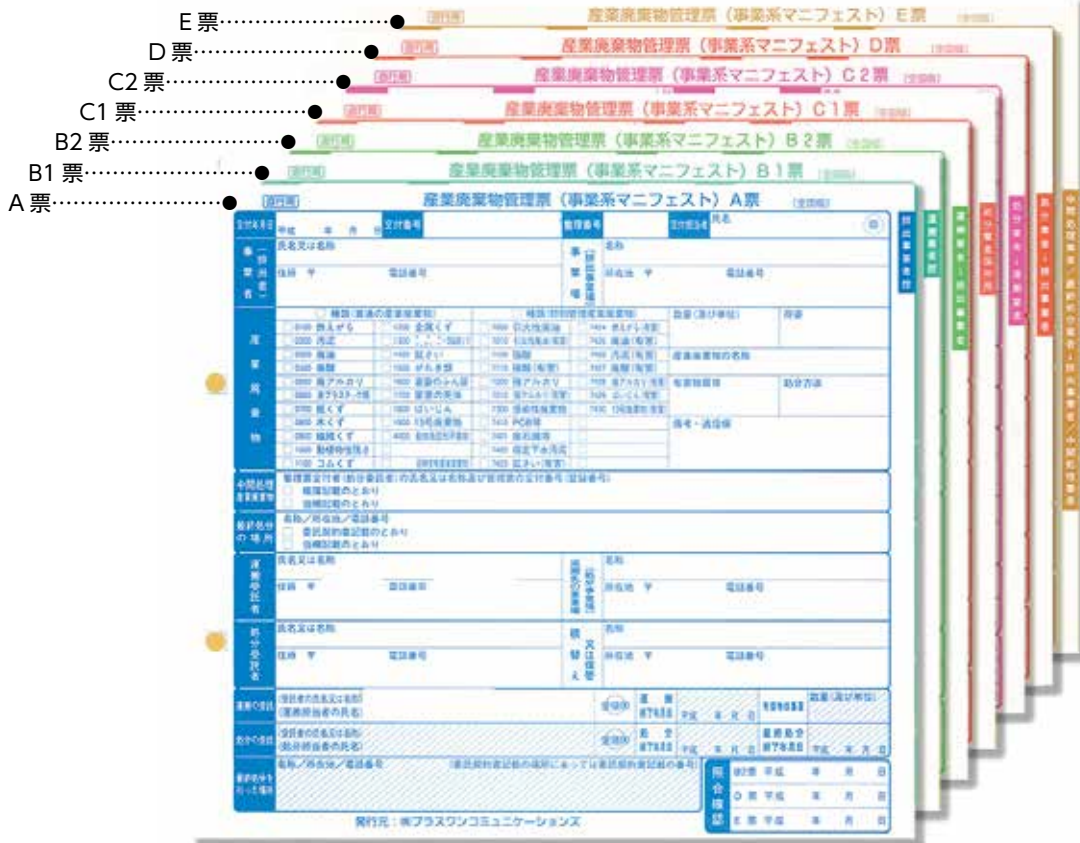
正しく分別して、
適正に処理しましょう！



② 産業廃棄物を排出する際の管理票（マニフェスト）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）とは、排出事業者が、ごみの処理の流れを把握するため、収集運搬又は処分業者に対して交付するものです。排出事業者は、産業廃棄物の引渡しの際に、マニフェストを交付する必要があります。

紙マニフェスト （一社）沖縄県産業資源循環協会などで販売されています。（☎ 098-878-9360）



各票の役割

- A 票… **排出事業者 保存用**
- B1 票… 運搬受託者の控え
- B2 票… 運搬受託者 ⇒ 排出事業者（運搬終了を確認）※**排出事業者 保存用**
- C1 票… 処分受託者の保存用
- C2 票… 処分受託者 ⇒ 運搬受託者（処分終了を確認）※**運搬受託者保存**
- D 票… 処分受託者 ⇒ 排出事業者（処分終了を確認）※**排出事業者 保存用**
- E 票… 処分受託者 ⇒ 排出事業者（最終処分終了を確認）※**排出事業者 保存用**

マニフェスト：5年間保存
紙マニフェストを交付した事業者は、翌年度に、市へ報告が必要となります。（10ページ参照）。

電子マニフェスト （公財）日本産業廃棄物処理振興センター 情報センターをご活用ください。



情報センター「JWNET」 ☎ 0800-800-9023

URL <http://www.jwnet.or.jp>

こちらのQRコードから、「JWNET」のホームページが確認できます。→



9 事業者が行う報告について

産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した排出事業者や大規模事業所等の管理者は、（表3・4）のとおり市に報告書を提出する義務があります。

① 産業廃棄物

（表3）産業廃棄物の処理に係る報告書の種類

提出書類		様式番号	対象事業者	報告期限
(1)	産業廃棄物管理票交付等状況報告書	第3号	産業廃棄物管理票を交付した事業者	翌年度 6月30日まで
	関係 法令	法第12条の3第7項 法施行規則第8条の27		
(2)	産業廃棄物処理計画書	第2号-8	産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業者	
	関係 法令	法第12条第9項 法施行規則第8条の4の5		
(3)	産業廃棄物処理計画実施状況報告書	第2号-9	産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業者	
	関係 法令	法第12条第10項 法施行規則第8条の4の6		
(4)	特別管理産業廃棄物処理計画書	第2号-13	特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業者	
	関係 法令	法第12条の2第10項 法施行規則第8条の17の2		
(5)	特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書	第2号-14	特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業者	
	関係 法令	法第12条の2第11項 法施行規則第8条の17の3		

② 事業系一般廃棄物

（表4）一般廃棄物の処理に係る報告書の種類

提出書類		様式番号	対象事業者	報告期限
(1)	一般廃棄物減量化計画書	第9号	規則第13条に規定する大規模事業所等 (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 第2条第1項に規定する特定建築物 (2) 500平方メートルを超える大規模小売店舗等 (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院 (4) その他市長が指定する事業所又は建築物	翌年 2月末日まで
	関係 法令	条例第25条 規則第14条		
(2)	一般廃棄物管理責任者選任・解任届	第10号	(2) 500平方メートルを超える大規模小売店舗等 (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院 (4) その他市長が指定する事業所又は建築物	選任、解任 又は変更後、 速やかに提出
	関係 法令	条例第25条 規則第14条		
(3)	特別管理一般廃棄物処理状況報告書	第12号	特別管理一般廃棄物を排出した事業者 (医療機関等)	翌年 2月末日まで

【お問い合わせ】

那覇市環境部 廃棄物対策課

産業廃棄物グループ / 一般廃棄物グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 7階

電話 098-951-3231 FAX 098-321-3230

※様式等は、那覇市ホームページからダウンロードできます。

お電話で
お問い合わせ
お電話で
お問い合わせ



ごみ分別早見表

産廃 産業廃棄物

一廃 一般廃棄物

資源 再生利用可能な廃棄物

※廃プラスチック類は、「廃プラ」と記載しています。

50音	名称	区分	種類	備考	
あ く お	空き缶類	産廃 資源	金属くず		
	空きびん類	産廃 資源	ガラスくず		
	アクリル板	産廃	廃プラ		
	アルミサッシ	産廃	金属くず		
	衣装ケース (プラスチック製)	産廃	廃プラ		
	一斗缶	産廃 資源	金属くず		
	椅子(事務用)	産廃	廃プラ 金属くず	木製の場合は一廃(燃やすごみ)	
	椅子(木製)	一廃	木製粗大 (燃やすごみ)	家具・木製品製造業から排出される場合は産廃	
	インクカートリッジ	産廃	廃プラ		
	植木鉢 (プラスチック製)	産廃	廃プラ		
	植木鉢 (陶磁器製)	産廃	ガラスくず		
	エンジンオイル	産廃	廃油		
	えんぴつ	一廃	燃やすごみ		
	塩化ビニル管	産廃	廃プラ		
	O A紙	一廃 資源	資源化物	機密書類を含む	
	お菓子の紙箱・包装紙	一廃 資源	資源化物	汚れたもの・防水加工されたものは燃やすごみ	
	汚泥 (し尿を含むピット汚泥)	産廃 一廃	し尿・浄化槽汚泥に類するもの	処理業者は廃棄物対策課へお問い合わせ下さい	
	汚泥 (デスポーザー汚泥)	産廃 一廃	し尿・浄化槽汚泥に類するもの	処理業者は廃棄物対策課へお問い合わせ下さい	
	か く こ	傘	産廃	廃プラ 金属くず	
		カセットコンロ	産廃	廃プラ 金属くず	
カセットテープ		産廃	廃プラ		
カセットボンベ		産廃 資源	金属くず	中身を使い切る	
カッターナイフ		産廃	廃プラ 金属くず		
花瓶 (ガラス・陶磁器製)		産廃	ガラスくず 陶磁器くず		
壁紙		産廃	廃プラ	建設業以外から排出される場合は一廃	
紙くず (リサイクル出来るもの)		一廃 資源	資源化物	建設業、出版業、新聞業、製本業等から排出される場合は産廃	
紙くず (リサイクル出来ないもの)		一廃	燃やすごみ	建設業、出版業、新聞業、製本業等から排出される場合は産廃	
紙袋		一廃 資源	資源化物	ビニールコートされているものは燃やすごみ	
紙パック (牛乳パック)		一廃 資源	資源化物	特殊防水加工されているものは燃やすごみ	
カミソリ		産廃	廃プラ 金属くず		
ガラス製品		産廃	ガラスくず		
瓦		産廃	陶磁器くず		
乾燥機(業務用)		産廃	廃プラ 金属くず	家庭用に製造されているものは家電リサイクル法対象です	
記憶メディア (CD・DVD・USBなど)		産廃	廃プラ 金属くず		
金庫		産廃	廃プラ 金属くず		
金属製品		産廃	金属くず		
クーラー(業務用)		産廃	廃プラ 金属くず	家庭用に製造されているものは家電リサイクル法対象です	

50音	名称	区分	種類	備考	
	草・木	一廃 資源	資源化物	建設業、木材・木製品製造業等から排出される場合は産廃	
	靴 (天然皮革、天然繊維)	一廃	燃やすごみ	繊維工業、建設業から排出される場合は産廃	
	靴 (合成繊維製)	産廃	廃プラ		
	クリアファイル	産廃	廃プラ		
	蛍光灯	産廃	ガラスくず 金属くず 廃プラ	水銀含有廃棄物	
	結束バンド	産廃	廃プラ		
	小型家電製品 (電話機、電卓等)	産廃	廃プラ 金属くず		
	ゴム製品 (天然ゴム製)	産廃	ゴムくず		
	ゴム製品 (合成ゴム製)	産廃	廃プラ		
	コンクリート破片	産廃	コンクリートくず	工作物の新築・改築・除去等に伴う場合は「がれき類」	
	さ く そ	作業服(合成繊維)	産廃	廃プラ	
		雑がみ (封筒、付箋、包装紙など)	一廃 資源	資源化物	汚れたもの・防水加工されたものは燃やすごみ
		雑誌	一廃 資源	資源化物	
		シュレッダーくず	一廃 資源	資源化物	古紙業者へお問い合わせ下さい
		CD(記憶メディア)	産廃	廃プラ	
		自転車	産廃	廃プラ 金属くず	
		写真	一廃	燃やすごみ	
		シャープペンシル	産廃	廃プラ	
		シャープペンシルの芯	一廃	燃やすごみ	
		充電器	産廃	廃プラ 金属くず	
消火器(国内製造)		産廃	金属くず 廃プラ ※消火剤は一廃	お問合せ (株)オカノ ☎098-867-1633	
新聞紙		一廃 資源	資源化物		
スタンプ・朱肉		産廃	金属くず 廃プラ 廃油 (廃酸・アルカリ)	塗料の状態(油性・水生/液状・固形状)によって判断	
ストーブ		産廃	廃プラ 金属くず		
ストロー		産廃	廃プラ		
スプレー缶		産廃	金属くず		
スポンジ		産廃	廃プラ 廃酸 廃アルカリ	乾いている場合は、廃プラ	
スリッパ (合成ゴム製)		産廃	廃プラ		
生花		一廃	燃やすごみ		
石けん		産廃	廃油		
接着剤	産廃	廃プラ			
洗濯機(業務用)	産廃	廃プラ 金属くず	家庭用に製造されているものは、家電リサイクル法対象です		
た く と	体温計 (水銀使用製品)	産廃	ガラスくず 金属くず	水銀含有廃棄物	
	体温計 (デジタル式)	産廃	廃プラ 金属くず		
	台車	産廃	廃プラ 金属くず		
	タイヤ	産廃	廃プラ		
タイヤのホイール	産廃	金属くず			

ごみ分別早見表

産廃 産業廃棄物

一廃 一般廃棄物

資源 再生利用可能な廃棄物

※廃プラスチック類は、「廃プラ」と記載しています。

50音	名称	区分	種類	備考
た く と	畳表（合成繊維）	産廃	廃プラ	天然井草は一廃（燃やすごみ）
	畳床（化学床）	産廃	廃プラ	わら床は一廃（燃やすごみ）
	たばこ（吸い殻）	一廃	燃やすごみ	
	段ボール	一廃資源	資源化物	ビニールコートされているものは燃やすごみ
	机（スチール製）	産廃	金属くず	
	机（木製）	一廃	木製粗大（燃やすごみ）	家具・木製品製造業は産廃
	DVD	産廃	廃プラ	
	テレビ（コインボックス内蔵型テレビ）	産廃	廃プラ 金属くず	家庭用に製造されているものは家電リサイクル法対象です
	電気コード	産廃	廃プラ 金属くず	
	電球	産廃	ガラスくず 金属くず	
	電池	産廃	汚泥 金属くず	
	陶磁器製品	産廃	陶磁器くず	
	トタン	産廃	金属くず	
	塗料（固形）	産廃	廃プラ	
	塗料（液状・水性）	産廃	廃プラ 廃酸 廃アルカリ	
塗料（液状・油性）	産廃	廃油 廃プラ		
な の	長靴（合成ゴム）	産廃	廃プラ	
	なべ	産廃	金属くず	
	生ごみ（厨芥類）	一廃資源	燃やすごみ	食料品製造業、医薬品製造業から排出される場合は産廃
	ネット	産廃	廃プラ	
	布くず（合成繊維）	産廃	廃プラ	
	粘着テープ（合成繊維製）	産廃	廃プラ	布・紙製は一廃
は ほ	灰（焼却灰、木灰、石炭灰）	産廃	燃え殻	
	廃活性炭	産廃	燃え殻	
	廃食油	産廃	廃油	
	パソコン	産廃	廃プラ 金属くず	リサイクルシステムあり
	バッテリー	産廃	廃プラ 金属くず 廃酸	
	発泡スチロール	産廃	廃プラ	
	ハブラシ	産廃	廃プラ	
	刃物類	産廃	金属くず	柄の素材によっては混合物
	パレット（木製）	産廃	木くず	
	パレット（プラスチック製）	産廃	廃プラ	
	ハンガー（金属・ビニールコート製）	産廃	廃プラ 金属くず	
	ハンガー（プラスチック製）	産廃	廃プラ	
	ビデオテープ	産廃	廃プラ	
	ビニール袋	産廃	廃プラ	
	ビニールホース	産廃	廃プラ	



50音	名称	区分	種類	備考
ま も	フィルム	産廃	廃プラ	
	ふすま・障子（化学建材）	産廃	廃プラ	紙製は、建設業、出版業、新聞業、製本業以外から排出される場合は一廃
	プラスチック製容器包装	産廃資源	廃プラ	
	ペットボトル	産廃資源	廃プラ	
	ベッド（スプリング入り製品）	産廃	廃プラ 金属くず	
	ヘルメット	産廃	廃プラ	
	弁当の容器（プラスチック製）	産廃	廃プラ	
	ポイントカード（プラスチック製）	産廃	廃プラ	紙製は一廃（雑がみとして資源化してください）
	ぼうき（プラスチック製）	産廃	廃プラ	竹ぼうきは一廃
	ボールペン	産廃	廃プラ	
	ホッチキス	産廃	廃プラ 金属くず	
	保温ポット	産廃	廃プラ 金属くず	
	ポリ容器	産廃	廃プラ	
	保冷剤	産廃	廃プラ	
	マイク	産廃	廃プラ 金属くず	
マウス・マウスパット（パソコン用）	産廃	廃プラ 金属くず		
巻尺	産廃	廃プラ 金属くず		
マグネット	産廃	廃プラ 金属くず		
マスク	産廃	廃プラ		
マッチ	一廃	燃やすごみ		
メディアケース	産廃	廃プラ		
木炭	産廃	燃え殻		
木製品・木材類	一廃	木製粗大（燃やすごみ）	建設業、木材・木製品製造業等から排出される場合は産廃	
モップ	産廃	廃プラ 金属くず	柄の素材によっては混合物	
や よ	やかん	産廃	金属くず	
	薬品のびん	産廃	ガラスくず	
	ユニフォーム（制服）	産廃	廃プラ	
ら る	USB	産廃	廃プラ 金属くず	
	ライター	産廃	廃プラ 金属くず 廃油	
	ラミネート加工紙	産廃	廃プラ	
	冷蔵庫・冷凍庫（業務用）	産廃	廃プラ 金属くず	家庭用に製造されているものは家電リサイクル法対象です
	レインコート	産廃	廃プラ	
	レジスター	産廃	廃プラ 金属くず	
	レジ袋	産廃	廃プラ	
	レンガ	産廃	陶磁器くず	
	ロッカー（スチール製）	産廃	金属くず	
	わ	割り箸	一廃	燃やすごみ

ごみに関する お問い合わせ先 (電話番号)				ホームページはこちら
産業廃棄物	許可等に関すること	廃棄物対策課 産業廃棄物グループ	098-951-3231	 ●那覇市 廃棄物対策課
	処理業者の紹介等に関すること	(一社) 沖縄県産業資源循環協会	098-878-9360	
一般廃棄物	収集運搬業者、許可等に関すること	廃棄物対策課 一般廃棄物グループ	098-951-3231	
	直接持込に関すること	那覇・南風原クリーンセンター	098-882-6701	
那覇・南風原クリーンセンターの受付／搬入時間				 ●那覇・南風原クリーンセンター
所在地	〒901-1105 島尻郡南風原町新川 650 番地			
受付	曜日	午前	午後	
	毎週月曜日～土曜日	※年始1月1日～3日は搬入できません	9:00～12:00	13:00～17:00

業者一覧 (一般廃棄物処理許可業者／再生処理業者／指定引取所／特定窓口)

① 一般廃棄物 (ごみ) 収集運搬								
許可番号	許可業者名	電話	許可番号	許可業者名	電話	許可番号	許可業者名	電話
1	(有) 宮國清掃★●	098-876-4884	25	平良 義勝	098-946-0225	53	(株) 吉浜クン開発★●	098-886-1241
2	(有) 丸元清掃★	098-944-8271	26	玉城 正	098-945-7373	54	(同) エコライフ	098-834-4058
3	(株) ゆい清掃★	098-885-7055	27	(同) 花城クリーン	098-834-4478	55	普天間 里恵子★●	098-946-8205
5	祖平 愛也	098-859-0561	28	兼浜 康喜	090-2715-3782	56	吉浜エコサービス(株)★●	098-850-7556
6	(株) クリーンアップ福★●	098-943-7472	31	(有) 三友★●	098-943-8826	58	(有) 那覇環境サービス★	098-862-2935
7	大城 睦子	098-862-6020	32	伊良波 哲●	098-892-7861	59	(株) 沖縄公衆衛生★●◆	098-857-2703
8	(有) タイラ衛生社★●	098-856-4488	33	(有) 那覇相互清掃★●	0120-078-538	60	上田 長廣	098-877-0563
9	佐久川 政則	098-885-6171	34	(有) 丸友産業★●	098-853-1028	61	(株) やすもと★●	090-4471-9095
10	上原 直美	098-886-1351	35	伊佐 真亜★	098-885-3241	62	(株) タイラ産業★●	098-850-1943
11	上原 正和	098-857-0997	37	上原 民智	098-885-0142	63	(株) 光環境サービス★●	098-945-0986
16	伊野波 盛俊★	090-1943-4974	39	宮城 みゆき●	098-943-7709	64	福里 清	098-886-8125
17	大城 尋光★	098-873-3511	40	(株) 大輪産業★	098-886-1874	65	金城 隆幸	098-879-4051
18	瑞慶覧 克明	098-879-6348	43	棚原 敏彦	098-850-7364	66	(有) 都市清掃社	098-887-4421
19	松原 秀明	098-885-6712	46	上原 勝	098-857-2480	67	(資) 協和★	098-889-4268
20	栗國 恒男	098-943-3528	47	新里 靖美	098-946-3932	68	友平衛生社 (有)★●	098-856-0316
21	(株) 廣	098-877-8604	48	(同) 明進環境整美★	090-3792-5750	★印は、産業廃棄物収集運搬許可も有しております。 ●印は、草木収集運搬許可も有しております。 ◆印は、再生利用を目的とした食品残渣の収集運搬許可も有しております。		
22	(株) タマキクリーン★●	0120-78-5380	49	(株) タイホウエコクリーン★●	098-885-8655			
23	城間 美佐江	098-885-9005	50	(株) 共栄環境★	098-888-6509			
24	(株) SUN クリーン	098-886-2443	51	(株) カワカミ★	098-878-6888			

② 一般廃棄物 (草・木) 収集運搬・処分					③ 一般廃棄物 (食品残渣) 収集運搬・処分				
許可番号	許可業者名	電話	搬入先	リサイクル内容	許可番号	許可業者名	電話	搬入先	リサイクル内容
109	(株) グリーンエコロジーサービス	098-840-5600	豊見城市	チップ化	59	(株) 沖縄公衆衛生	098-857-2703	糸満市	堆肥化
110	(株) とみしろ建材	098-850-6482	豊見城市	チップ化	122	(資) オクスイ	098-929-3179	沖縄市	飼料化・堆肥化
112	街グリーン (株)	098-948-7006	八重瀬町	チップ化	128	(有) 沖縄化製工業	098-945-6516	南城市	飼料化
114	(株) 美玉開発	098-889-7143	南風原町	堆肥化	※②草・木、③食品残渣の再生利用に係る処理費用は、各処理業者にご確認ください。				
115	(有) 沖縄クリーン工業	098-835-8122	うるま市	堆肥化					

④ 再生処理 (古紙類・金属類・びん類・廃油／家電リサイクル対象品／消火器)					おすすめコンテンツ
No.	許可業者名	電話	搬入先	取扱品目	
①	(資) 協和	098-889-4268	南風原町	古紙、アルミ、ペットボトル、発泡スチロール	公財財団法人 古紙再生促進センター  財団法人 家電リサイクル協会 家電リサイクル券センター 
②	(株) ふじ産業	098-889-3722	南風原町	古紙、機密書類 (シュレッダー車有)、アルミ、発砲スチロール	
③	(有) 沖縄紙業	098-877-8189	浦添市	古紙、シュレッダー処理済 OA 用紙	
④	(株) 拓琉金属	098-876-3548 098-987-4394	浦添市 豊見城市	鉄くず、非鉄金属、廃車、OA 機器類、小型家電 機密書類 (シュレッダー処理)、家電リサイクル対象品【指定引取所】	
⑤	昭和製紙 (株)	098-973-4125	うるま市	古紙、模造紙、機密書類 (溶解処理)	
⑥	(株) 國古商店	098-840-9244	糸満市	古紙、機密書類 (シュレッダー処理)、アルミ、鉄くず、非鉄金属	
⑦	拓南商事 (株)	098-934-8010	うるま市	家電リサイクル対象品【指定引取所】、鉄くず、非鉄金属	
⑧	(株) オカノ	098-867-1633	那覇市	消火器※国内製造【特定窓口】	
⑨	街グリーン (株)	098-948-7006	南城市	ガラスびん、ペットボトル、缶	
⑩	(有) 沖縄クリーン工業	098-835-8122	西原町	ガラスびん、ペットボトル、缶 (混合受入れ)	
⑪	(有) クリーンアイランド	098-923-3348	うるま市	ガラスびん【日本山村硝子 (株)・沖縄地区協力工場】	
⑫	(株) バイロン沖縄	098-840-7878	八重瀬町	ガラスびん、ペットボトル	
⑬	(有) 大幸産業	098-937-0778	沖縄市	廃食油	
⑭	沖縄県油脂事業協同組合	098-992-6444	糸満市	廃食油	

事業系ごみに関する Q&A

Q.1 どうして事業系ごみは市で収集しないの？

A.1 事業活動に伴って生じたごみは、**事業者が自ら適正に処理する責任があるため**です。
事業者のみならず、ごみの適正処理と減量化・資源化への取り組みをお願いします。
●事業活動とは・・・単に営利を目的とするもののみではなく、公共事業、公共サービス等も含まれます。

Q.2 自ら処理するとはどういうことか？

A.2 自ら処理とは、事業者がごみを自己処理するか、自ら処理施設へ搬入して処分を委託するか、又は、処理業者（収集運搬・処分）へ処理を委託することをいいます。
産業廃棄物の場合、産業廃棄物処理業者（収集運搬・処分）へ処理を委託する方法が一般的となっています。
一般廃棄物の場合、一般廃棄物収集運搬業者へ収集運搬を委託し、那覇・南風原クリーンセンターに搬入する方法が一般的となっています。

Q.3 ごみを自己処理（自分で焼却する等）してもいいの？

A.3 庭や路上でドラム缶などを利用して焼却することは、禁止されています。※法第 16 条の 2（焼却禁止）
焼却には、法が定める基準に適合した焼却設備が必要です。

Q.4 ごみを処理業者へ委託して適正に処理するためには、どうしたらいいの？

A.4 産業廃棄物の処理（収集運搬及び処分）及び一般廃棄物の処理（収集運搬）について、それぞれの許可をもっている業者と委託契約を締結する必要があります。

Q.5 許可業者と契約するには、どうしたらいいの？

A.5 ごみの種類や量に応じて条件の合う許可業者を選び、個別に契約してください。
※お問い合わせ先、業者一覧（P13）をご参照ください。

Q.6 ごみは少量しか出ないのに、許可業者と契約しなければいけないの？

A.6 事業活動に伴って生じたごみは、ごみを自己処理する場合を除いては、許可業者と契約する必要があります。
少量であっても、家庭ごみとして排出することはできません。

Q.7 事業系ごみを家庭の集積所に出したらどうなるの？

A.7 不法投棄（法第 16 条違反）となり、罰則（5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又は併科、法人の場合は 3 億円以下の罰金）の対象となります。

Q.8 事業所と住宅が同一の建物にある場合、ごみはどのように出したらよいですか。

A.8 事業系ごみと家庭のごみは分別や処理の方法が異なります。ごみを置く場所を明確に分けて、それぞれの分別区分に従って排出するようお願いします。詳しくは、市へお問い合わせください。
◆家庭系ごみに関すること：那覇市クリーン推進課（☎098-889-3567）
◆事業系ごみに関すること：那覇市廃棄物対策課（☎098-951-3231）

Q.9 事業所で働く人が昼食時に買った弁当のプラ容器や仕事の合間に飲んだジュースの空き缶等を事業所から排出する場合は、どのように処理するの？

A.9 市の分別区分及び受入基準に適合している場合に限り、一般廃棄物として市の処理施設に受入れることができます。その他の産業廃棄物が混在しており分けられない場合は、総合的に判断し、産業廃棄物又は一般廃棄物として適正に処理してください。

発行 2019 年 4 月

那覇市環境部 廃棄物対策課

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 7 階

TEL：098-951-3231 FAX：098-951-3230